

## 第22期第9回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年6月3日（金） 14:00～  
場 所 相馬会場（主会場）  
福島県水産資源研究所 3階会議室  
（相馬市光陽一丁目1番14）  
いわき会場（副会場）  
福島県水産会館 1階研修室  
（いわき市中央台飯野4丁目3-1）

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

（1）議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群）（諮問・答申）

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ（小型魚））（諮問・答申）

議案第3号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第4号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第5号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

6 閉 会

## 第22期第9回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

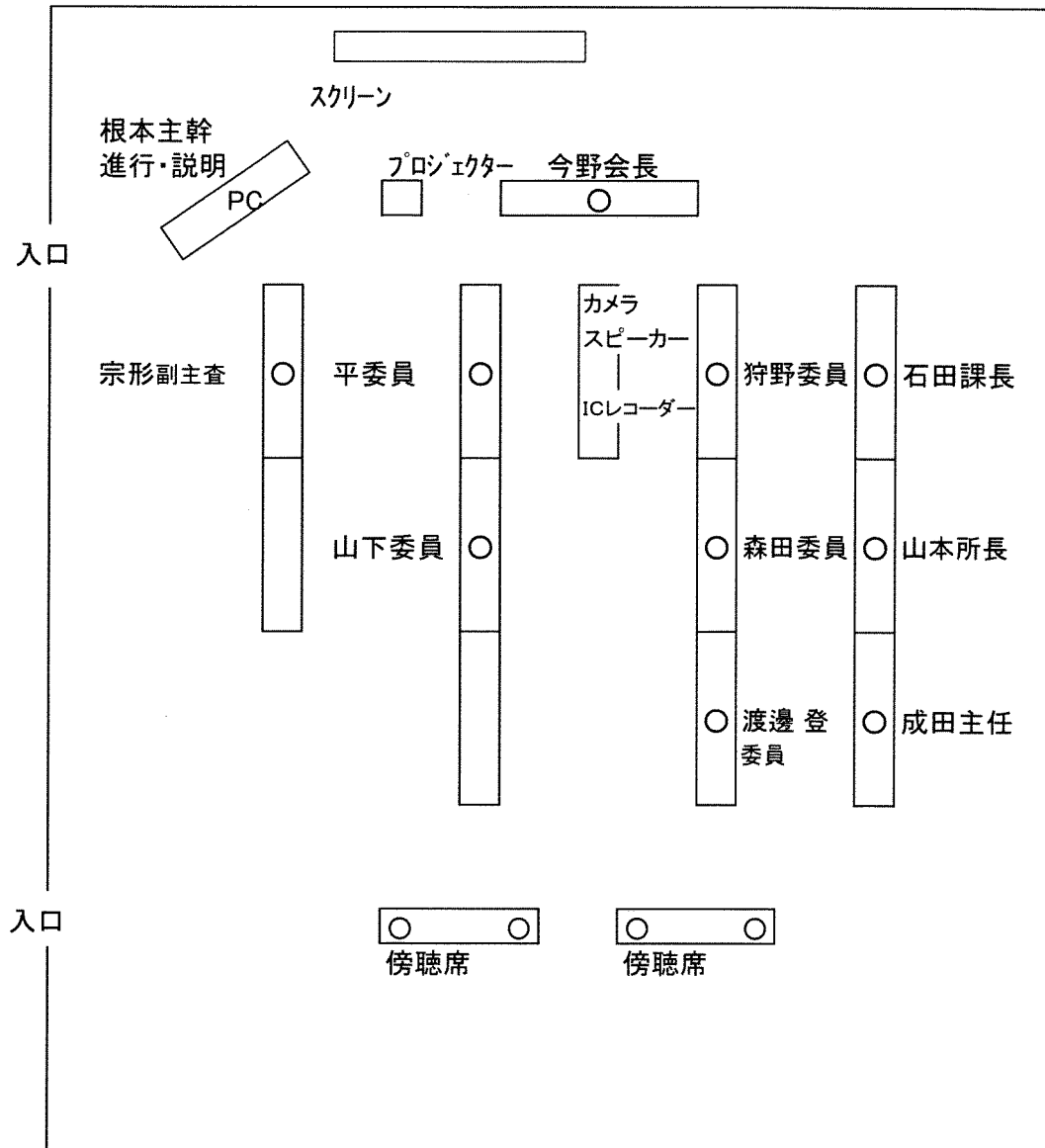
日時：令和4年6月3日(金) 14:00～

場所：相馬会場（福島県水産資源研究所3階会議室）  
いわき会場（福島県水産会館1階研修室）

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	相馬	水産課長（併） 海区事務局長	石田 敏則	相馬
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	成田 薫	相馬
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産事務所長	山廻邊 昭文	いわき
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産海洋研究 センター所長	水野 拓治	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産資源研究所長	山本 達也	相馬
漁業者	森田 政利	相馬	海区事務局 主幹 （業務担当）	根本 芳春	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 主 事	熊田 湧樹	いわき
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 主 事	伊東 亮太	いわき
学識経験	川邊 みどり	WEB	〃 主 事	金子 正子	いわき
学識経験	久保木 幸子	いわき			
学識経験	渡邊 千夏子	WEB			
中立	宮下 朋子	WEB			

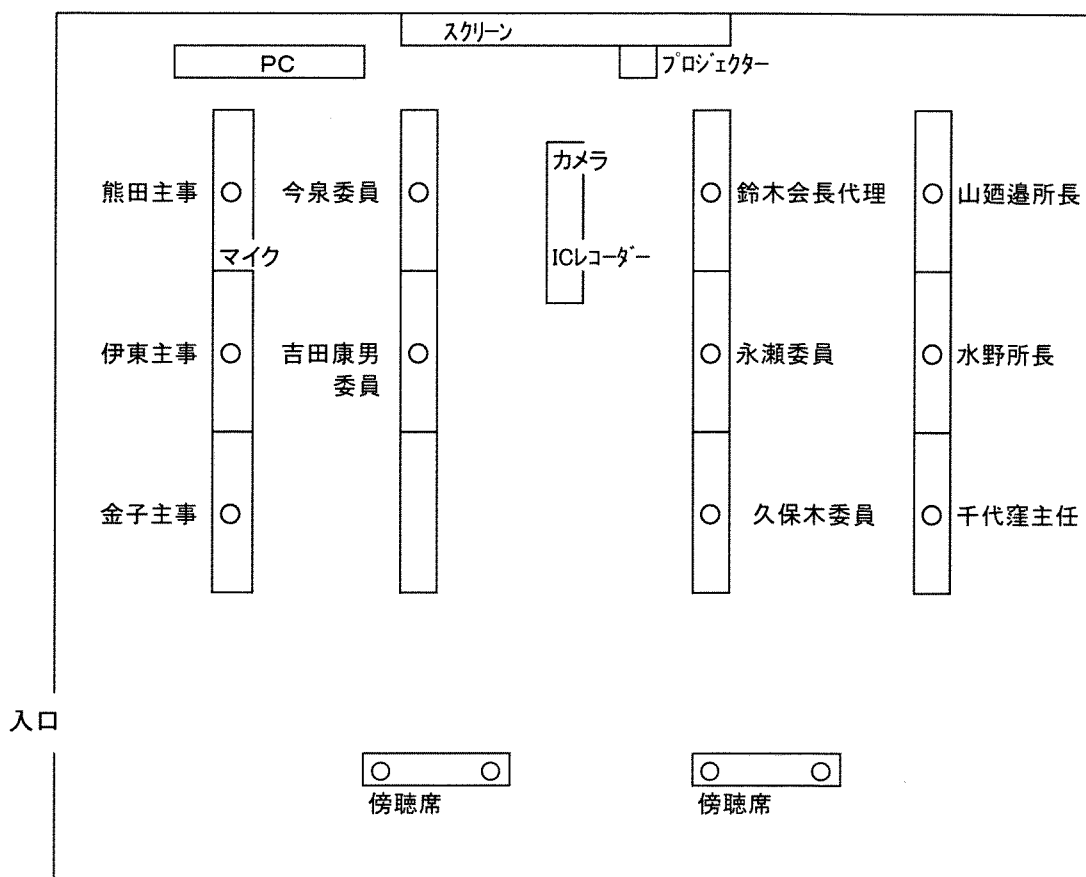
# 第22期第9回福島海区漁業調整委員会 席次

相馬会場：福島県水産資源研究所 3階会議室

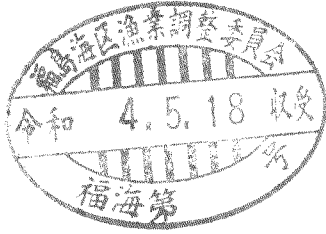


# 第22期第9回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室



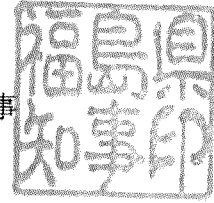
# 議案第1号



4 生流第 738 号  
令和 4 年 5 月 17 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第           号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和四年   月   日

福島県知事 内堀 雅雄

令和四管理年度（令和四年七月一日から令和五年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量  
全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

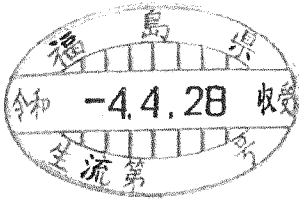
(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、まさば及びごまさば太平洋系群について、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下「方針」という。）に則して、令和4管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和4年度管理年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日）の当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。  
（農林水産大臣が定める数量は、令和4年5月24日開催予定の水産政策審議会で検討されたうえで、各都道府県に通知される。）
- 4 策定の内容：農林水産大臣より配分が見込まれる数量<sup>※1</sup>に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群 現行水準」とする。  
※1 漁業法第15条第4項の規定に基づく当初配分に係る意見照会（令和4年4月28日付け4水管第387号）において示された数量。
- 5 諮問予定：令和4年6月3日開催  
第22期第9回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

- |         |   |
|---------|---|
| 5月末まで   | 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知 <sup>※2</sup> |
| 6月3日    | 第22期第9回福島海区漁業調整委員会に諮問・答申                |
| 6月中旬    | 都道府県別漁獲可能量の公表（官報登載）                     |
| 6月21日まで | 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量承認申請                    |
| 6月下旬    | 農林水産大臣から知事管理漁獲可能量承認通知                   |
| 6月28日   | 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課HP）<br>関係機関へ通知     |

※2 5月末予定の大臣からの漁獲可能量の通知が「現行水準」とは異なる配分となった場合は、委員会に改めて諮問する。



4 水管第 387 号  
令和 4 年 4 月 28 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）15 条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 4 年 5 月 20 日（金）までに提出願います。

記

令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

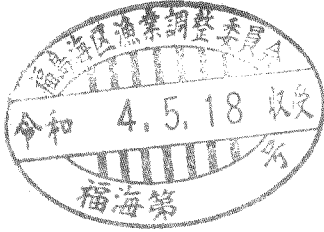
特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.00%	100 トン未満
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない



# 議案第2号

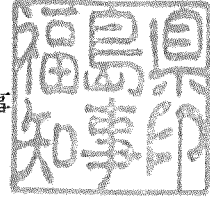
写



4 生流第 553 号  
令和4年5月17日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における数量を令和 4 年 月 日次のように変更したので、次のとおり公表する。

令和 4 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

令和 4 管理年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間をいう。）  
における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

第 1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
13.3 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量  
福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に全量を配分する。

第 2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
1.0 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量  
福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に全量を配分する。

(別紙)

- 1 概要： 特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して令和4管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）
- 3 変更の必要性： 特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」に関する令和4管理年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更され、令和4年4月26日付け4水管第270号で農林水産大臣より通知された。  
このことから、同法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- 4 変更の内容： 農林水産大臣から通知された数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能量について、  
「くろまぐろ（小型魚） 11.7トン」を  
「くろまぐろ（小型魚） 13.3トン」に変更する。

特定水産資源	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	11.7トン	13.3トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン	1.0トン

- ※ 令和3管理年度の漁獲可能量の未利用分が令和4管理年度に繰越されたことに伴う数量の変更（1.6トン増）。  
（内訳）R3管理年度からの繰越分：0.7トン（当初配分の1割）＋R3管理年度当初配分量の比率で国留保枠配分：0.9トン
- ※ 大型魚は混獲管理分として配分されており、繰越による追加配分はなし。

- 5 諮問予定：令和4年6月3日開催  
第22期第9回福島海区漁業調整委員会で諮問

（経過及び今後のスケジュール）

- 令和4年4月26日 くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知（令和4年4月26日付け4水管第270号）
- 6月3日 第22期第9回福島海区漁業調整委員会で諮問・答申
- 6月下旬 知事管理漁獲可能量を変更  
変更後の知事管理漁獲可能量の公表（県報、水産課ホームページ）、農林水産大臣への報告



4水管第270号  
令和4年4月26日

福島県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

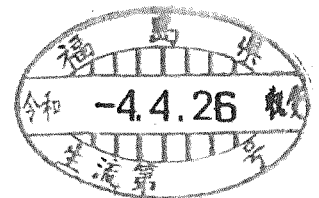
くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	11.7トン	13.3トン
くろまぐろ (大型魚)	1.0トン	1.0トン



福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法(昭和24年法律第 267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深100メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く。)を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数7トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとする。

四 制限又は条件

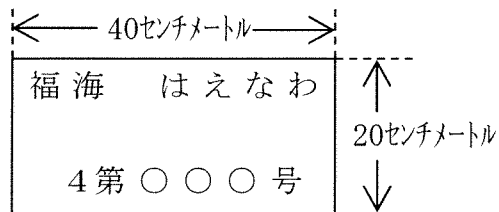
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯37度17分49秒以南の水深100メートルから水深300メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

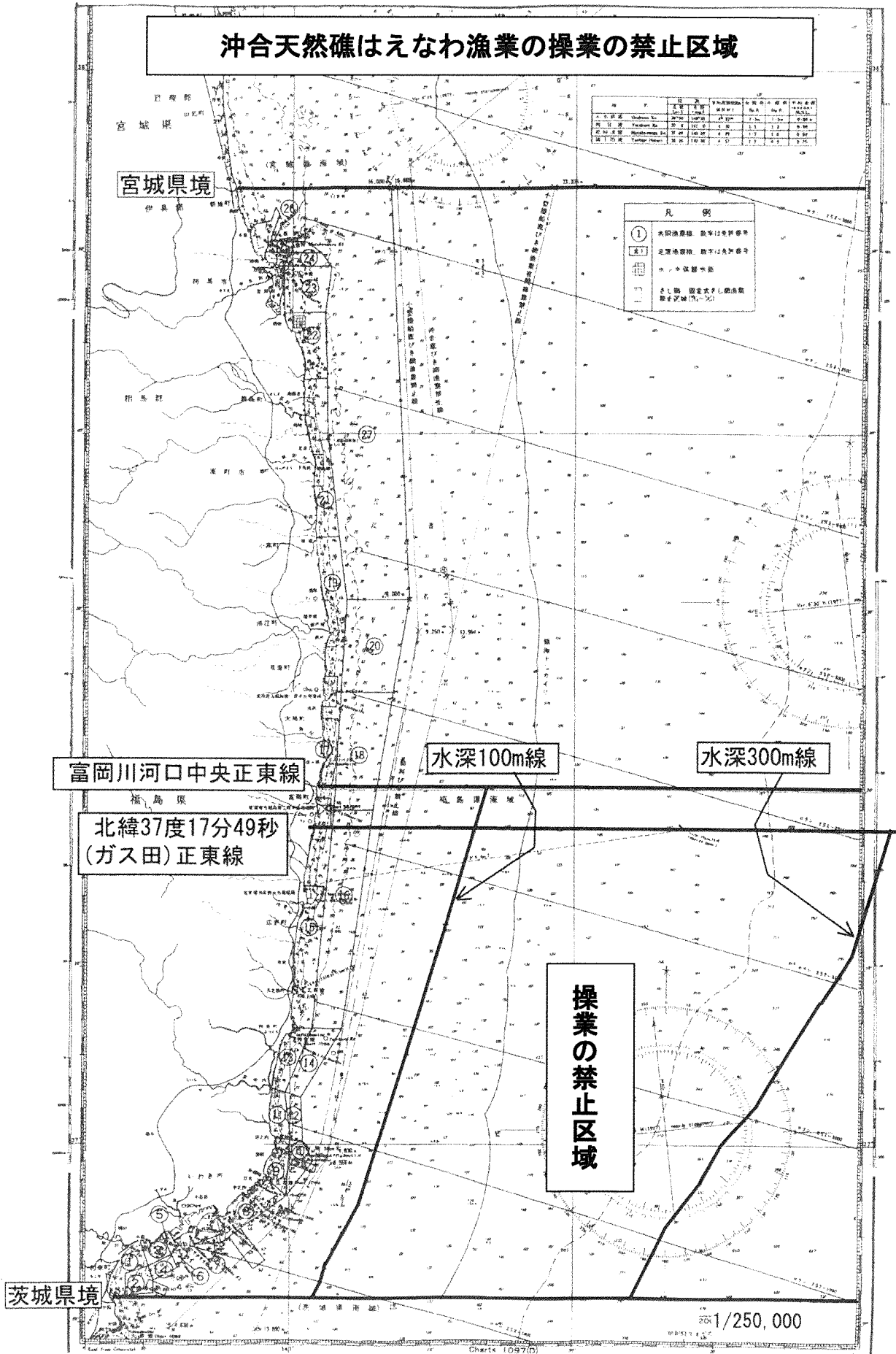
五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

# 沖合天然礁はえなわ漁業の操業の禁止区域



# 沖天はえなわ漁業

## 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和 60 年  
 対象魚種 : マダラ  
 承認海域 : 富岡川以南の沖合天然礁海域 (通称「沖天」)

### 【指示発動までの経過】

昭和 57 年 : 千葉県船 (外川港) の大挙来集、双葉地区漁業者の刺網による沖天漁場独占への苦情。  
 昭和 58～59 年 : 茨城県 (川尻港) はえなわ船による沖天漁場独占への苦情。  
 昭和 59 年 1 月 : 四倉～江名の漁業者による対県強訴。  
 ➔ 3 年越し要望の他県船排除 (許可制移行) を強要。

### 【指示発動の理由】 (第 13 期第 2 回委員会 : 昭和 60 年 1 月 21 日)

- ・ はえなわ漁業は、隣の茨城県は (知事) 許可制なのに本県は自由漁業。この不平等に対する漁業者不満は根強い。
- ・ 県は対応として、当座の策として委員会指示の発動を提案し、以後は経過をみながら (知事許可移行で) 処置することと位置付けた。

### 【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	承認内容・条件等
S60. 1月 11月	3ト以上 ～7ト未満 3ト以上	2/1～ 翌1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認海域 ⇒ 富岡川河口正東線以南+水深100m以深</li> <li>・ 承認方針 ⇒ 県内外とも実際には承認を与えない。</li> <li>・ 県内実績船⇒ 勿来の1隻には内部で自粛を求める。</li> </ul>
S62			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請戸はえなわ船7隻が新規着業</li> </ul>
H 1 1月 12月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認方針 ⇒ 県外船は承認せず、県内実績船は黙認する。</li> <li>・ 県が調整会議で知事許可移行を提案 ⇒ 関係漁業者同意</li> </ul>
H 2 1月		10/1～ 翌4/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認方針 ⇒ 許可制実現まで県提案の指示内容で継続発動を合意</li> <li>* 県内操業船：勿来3隻+請戸7隻</li> </ul>
H 2 6月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事許可移行を前提とした指示内容で発動することを決定</li> <li><b>承認枠 ⇒ 組合毎に定数を設けて承認付与</b> (勿来3 小浜1 小名浜3 江名町3 豊間1 沼之内1 四倉2 久之浜3) 計 17隻</li> <li>承認海域 ⇒ ガス田以北は水深100m以深 ⇒ ガス田以南は水深350m以深</li> </ul>
H 4 1月	7ト未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>承認海域 ⇒ 富岡川河口～ガス田は水深100m以深 (相双地区) ⇒ ガス田以南は水深350m以深 (いわき地区)</li> <li>*いわき地区に「沖天利用協議会」発足、操業協定締結</li> </ul>
H 6 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象漁業から「浮きはえなわ」を除外</li> </ul>
H12 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、知事許可移行の不当性、現行指示の欠陥を強調</li> </ul>
H16-17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市漁協主催の漁業者協議会を開催し指示改正を論議</li> </ul>
H17			<ul style="list-style-type: none"> <li>承認方針 ⇒ 試験的に新規着業参入を実施 (参加実績： 四倉2隻+江名1隻)</li> </ul>
H18 7月		10/1～ 翌3/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者協議会で制限条件見直しを合意⇒禁止水深350m→300m (参加実績： 四倉2隻+江名1隻)</li> </ul>
H20 2月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了 (参加実績： 江名1隻)</li> </ul>

【平成 22～令和 3 年度 承認・操業実績(R4. 5. 31 現在)】

操業隻数／承認隻数

支所等	勿来	小浜	小名浜	江名町	豊間	沼之内	四倉	久之浜	小計	請戸	合計
H22	3/3	0	0	0	0	0	0/2	0/2	3/7	0/1	3/8
H23～26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	1/3	0	0	0	0	0	0	0	1/3	0	1/3
H28、29	0/3	0	0	0	0	0	0	0	0/3	0	0/3
H30	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R1	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R2	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R3	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4

表1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

年	は え な わ (A)									一 本 釣 (B)			計(A+B)		
	勿 来 (ア)			勿来以外(イ)			いわき地区(ア+イ)			kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg
	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg						
24	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
25	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
26	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
27	747	-	-	0	-	-	747	-	-	0	-	-	747	-	-
28	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
29	0	0	-	0	0	-	0	0	-	57	9	158	57	9	158
30	0	0	-	0	0	-	0	0	-	388	228	588	388	228	588
R1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	85	73	859	85	73	859
R2	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R3	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-

\* 平成24年～令和3年3月は試験操業による実績

\* 令和3年は速報値

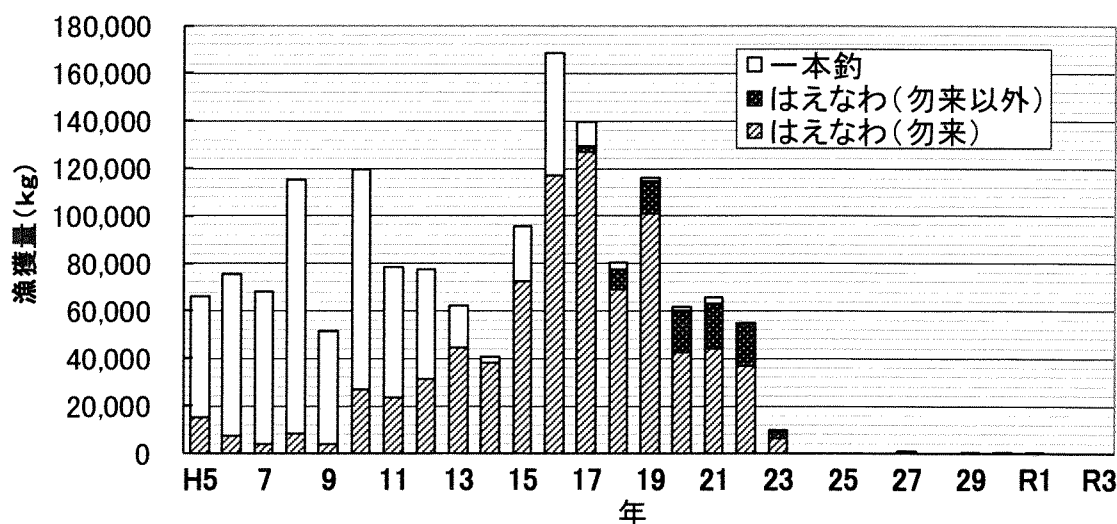


図1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績



福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)第41条の2第1号、2号、3号、4号及び第5号に規定する区域においては、令和4年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

## 河口付近はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和56年  
 対象魚種 : サケ（回帰親魚）  
 対象海域 : 主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

### 【指示発動までの経過】

- ・ 昭和49年に県の調整規則で河口付近の刺網漁業を禁止（45条の2）
- ・ 昭和55年に岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚確保が危惧された。
- ・ 遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

#### （福島県漁業調整規則第45条の2＝河口付近の禁止区域）

制 定：昭和49年  
 発 端：本県サケ増殖団体からの要望（全沿岸域の沖合1kmをサケの禁止区域に設定）  
 背 景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）  
 経 過：海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討⇒現在の禁止区域で答申  
 河口付近の禁止区域の南北距離は5km（請戸川北側の3kmは特例的距離）

### 【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

- ・ サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。
- ・ スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、（サケ資源増大の重要性に鑑み）指示発動を決議する。

### 【指示内容等の推移】

年度	禁止期間	禁止河口域
昭和56年度	10/15～11/14	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の 9河川
平成17年度	〃	増殖事業を終了した鮫川を対象外（H13度：最終放流、H16度：最終回帰）
平成29年度	〃	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	〃	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	〃	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
		福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し規則から削除。

令和3年度	操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。
-------	--

表1 本県のサケ親魚の回帰状況

年度	採捕尾数(尾)			河川遡上率 (%) B/C×100	4年前の稚魚放流数 (千尾) D	全体回帰率 (%) C/D×100	河川回帰率 (%) B/D×100
	海面 A	河川 B	合計 C				
H10	199,101	199,251	398,352	50.0	54,860	0.73	0.36
H11	137,864	135,781	273,645	49.6	61,251	0.45	0.22
H12	77,876	87,168	165,044	52.8	63,771	0.26	0.14
H13	136,150	166,739	302,889	55.0	56,427	0.54	0.30
H14	131,885	262,572	394,457	66.6	56,366	0.70	0.47
H15	149,780	175,299	325,079	53.9	49,950	0.65	0.35
H16	133,081	148,013	281,094	52.7	37,880	0.74	0.39
H17	125,327	219,183	344,510	63.6	49,638	0.69	0.44
H18	172,444	183,992	356,436	51.6	46,851	0.76	0.39
H19	169,817	286,457	456,274	62.8	42,925	1.06	0.67
H20	236,524	282,847	519,371	54.5	43,757	1.19	0.65
H21	206,945	225,983	432,928	52.2	43,318	1.00	0.52
H22	123,950	120,965	244,915	49.4	46,917	0.52	0.26
H23	0	57,563	57,563	100.0	53,304	0.11	0.11
H24	0	53,217	53,217	100.0	50,334	0.11	0.11
H25	0	37,206	37,206	100.0	47,392	0.08	0.08
H26	3,925	52,804	56,729	93.1	46,194	0.12	0.11
H27	5,815	72,604	78,419	92.5	8,845	0.73	0.67
H28	2,347	49,263	51,610	95.5	9,923	0.52	0.50
H29	1,451	32,244	33,695	95.7	9,164	0.37	0.35
H30	3,441	50,974	54,415	93.7	10,441	0.52	0.49
R1	290	2,662	2,952	90.2	8,220	0.04	0.03
R2	534	5,312	5,846	90.9	13,392	0.04	0.04
R3	28	1,403	1,431	98.0	10,510	0.01	0.01

註1) H26～H29年の「採捕尾数(海面)」は、いわき地区の試験操業(さし網)による。H29の採捕尾数=水揚げ数量(kg)/H28の1尾あたりの平均体重で算出した。

註2) H23～H26年の「採捕尾数(河川)」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の合計で、H27年に木戸川、H28年に小高川、H29年に富岡川が加わり、8河川の合計。

註3) H27～29年の「4年前の稚魚放流数」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川合計。

註4) H23年以降の「河川遡上率」、「全体回帰率」、「河川回帰率」は、ふ化放流事業、親魚の採捕が震災前とは大きく異なっていることから参考値として記載。

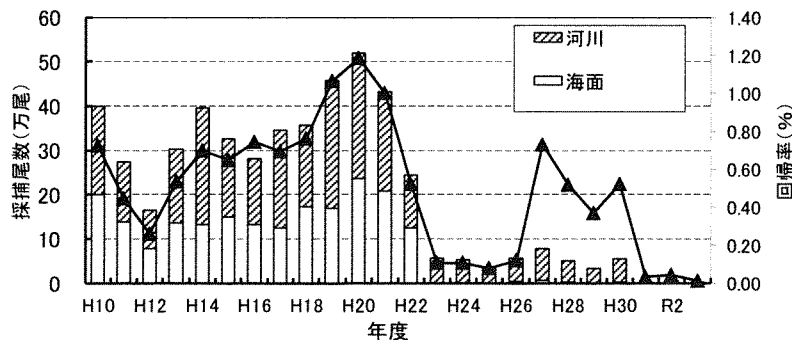
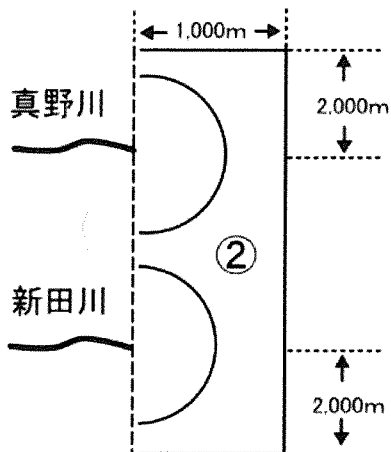


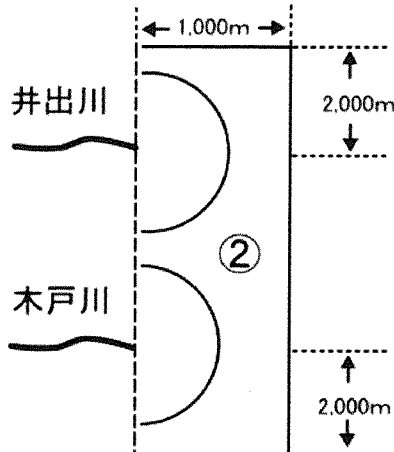
図1 本県のサケ親魚の採捕尾数と全体回帰率の推移

海区委員会指示による「河口付近のはえなわ漁業」禁止区域  
概略図に示す②の区域

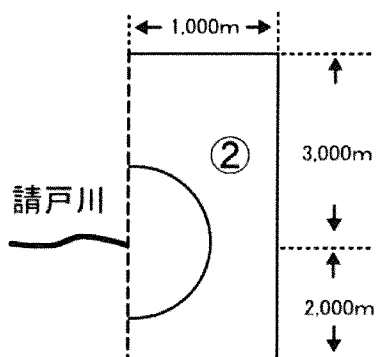
第41条の2第1号



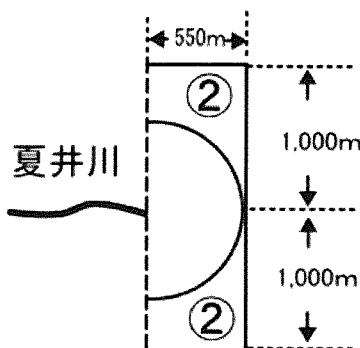
第41条の2第4号



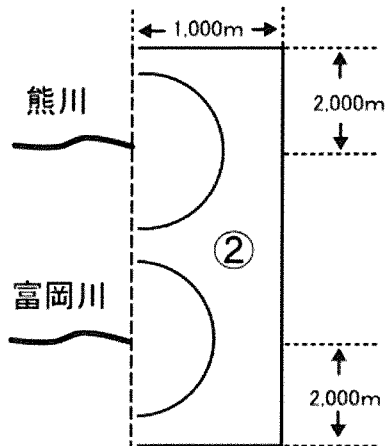
第41条の2第2号



第41条の2第5号



第41条の2第3号



(凡例)

【福島県漁業調整規則】

- ① 第41条 (半径 550m)
  - ・河口付近における採捕制限
  - ・毎年 9/1～翌年 5/31
- ② 第41条の2 (①との重複区域を除く)
  - ・刺し網及び固定式刺し網の禁止
  - ・毎年 10/15～11/14

今回の海区委員会指示による禁止区域  
: ②と同じ区域

- ・ 小高川は、請戸川の補完的役割との位置付けから、禁止区域を設定しない（第13期第13回委員会 S62.8.25）。
- ・ 鮫川は、平成13年度を最後にサケ増殖事業が絶えており、遡上保護の必要性がなくなったため、禁止区域を設定しない（第18期第5回委員会 H17.7.28）。

## 福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

## 一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第2種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第4条第1項第11号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

## 二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

## 三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までとする。

## 定置・小型定置漁業の保護区域 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和27年5月（定置）、昭和37年6月（小型定置）

対象魚種：サケ等（小型定置）

保護区域：小型定置網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び  
沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

### 【指示発動の経過等】

〈1-15石城郡委員会：S26. 11. 5〉

- ・定置網の張り立ての位置から前面、後面、沖合 750mを保護区域とし、免許後適宜指示をなすことに決定した。

〈1-19石城郡委員会：S27. 5. 26〉

- ・第 15 回委員会において決定した、委員会指示の原案を諮り、異議無く決定した。

〈陳情：S27. 5. 26〉

- ・昭和32年5月7日付けで、県定置網漁業協会長から海区委員会に対して県の流し網許可方針に反対する旨の陳情がなされた。陳情の趣旨は以下のとおり。

- ・ブリやメジマグロ等の回遊魚の来遊はそもそも不安定なうえ、近年の沖合漁業の発達も手伝ってこれら魚種に依存する定置の衰退は著しい。

- ・かつて40カ統を誇り県内総漁獲高の約2割を占めた本県定置網だが、最近では10カ統にまで減少した。さらに大型船への流し網が許可されるなら、定置漁業は壊滅を余儀なくされる恐れあり。

〈4-7委員会：S32. 5. 11〉

- ・大型船への流し網漁業許可の流れに対し、大型定置に認められている周辺保護区設定の権利を明確にすべく、委員会指示の発動を決定した。

- \* 東日本大震災後は小型定置漁業の知事許可の申請が無かったことから、平成29年度に見直して、以降、指示の発動を行わないこととしたが、令和2年11月に相馬双葉漁業協同組合から申請があり、2件（磯部、鹿島）の許可を行った。

【指示内容等の推移】

年月	内容等の変更・追加	背景・経緯
S27. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各750m	・石定第1号・2号に対する石城郡海区漁業調整委員会指示第1号(S27. 5. 27)の記録あり。
S32. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各1,000m	
S37. 6	(小型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各500m 対 象：県内一円の9ヵ統 有効期間：網張りの都度(1年以内=春秋?)	・S36. 9に県定置網漁業協会長名で小型定置への保護区設定の陳情あり。 ・県の考え方の整理、業界の合意形成を前提にした承認方向の確認
S39. 7	(大型定置保護区指示発動) 対 象：4ヵ統全て(勿来～久之浜) 有効期間：5年間	・大型定置保護区指示発動の陳情あり。
S40. 12	(小型定置保護区指示発動) 対 象：県内一円の16ヵ統(勿来～鹿島)	・小型定置保護区指示発動の陳情あり。
S48. 9	(大型定置と小型定置の指示を一本化) 禁止区域：それぞれの規定を継続 有効期間：5年間	
S53. 7	有効期間：1年間	・前回からの経過は不明
S63. 7	有効期間：5年間に再変更 対 象：サケ試験定置は除く	・全国の趨勢や漁業権切替期間に合わせた措置←若干の委員反発もあり
H15. 7	(大型定置を対象から削除) 対象漁業：小型定置(さけ角網漁業を含む) 有効期間：1年間に再々変更 禁止区域：小型定置の規定を継続	